

副業・兼業人材活用促進補助金のお知らせ

中小企業・小規模企業の皆様が、外部の専門人材を「副業・兼業」の形で活用する際の「副業・兼業人材活用促進補助金」の募集を開始します！

補助対象事業者

- ・三重県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等 ※みなし大企業は除く。
- ・過去に一度もプロ人材拠点を通じた副業・兼業人材の活用を行ったことがない中小企業等を対象とします。

募集期間

令和9年2月10日(水)まで

※予算の上限に達した場合、募集期間内に締め切ることがあります。

補助対象経費

初めてプロ人材拠点を通じた副業・兼業人材の活用を行った際に、下記のとおり補助を行います。ただし、令和9年2月26日(金)までに支払いを完了した経費に限ります。

補助対象経費	補助率	補助限度額
副業・兼業人材に支払う報酬	8/10以内	50万円
人材紹介手数料		
副業・兼業人材の 交通費・宿泊費		

その他

三重県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて人材を活用する場合があります。
副業・兼業人材の委託業務等開始日の5日前までに申請書等を提出する必要があります。
副業・兼業人材との契約期間は6か月を上限とします。
補助金の受給にはその他要件があります。詳しくは募集案内等をご確認ください。

申請の流れ

1. 三重県プロフェッショナル人材戦略拠点への相談(補助対象事業者)



三重県プロフェッショナル人材戦略拠点へ企業情報シートを提出

2. 登録人材紹介事業者への取り次ぎ(プロ人材拠点)



3. 副業・兼業人材の業務委託等の決定(マッチング)(補助対象事業者)



業務委託等が決定したら、三重県プロフェッショナル人材戦略拠点と相談のうえ、補助金交付申請書及び添付書類を作成、準備してください。

4. 補助金交付申請書の提出<<補助対象事業者 ⇒ 三重県>>



副業・兼業人材の業務開始5日前までに補助金交付申請書を提出してください。三重県で補助金交付申請書を審査し、補助対象の可否を確認します。

5. 補助金の交付決定<<三重県 ⇒ 補助事業者>>



補助金の交付決定後、副業・兼業人材の業務委託等を開始し、経費の支払い完了後、令和9年2月26日(金)までに実績報告書を提出してください。

6. 実績報告書の提出<<補助事業者 ⇒ 三重県>>



7. 実績報告の確認(三重県)



8. 補助金額の確定・支払い<<三重県 ⇒ 補助事業者>>

補助金額の確定後、補助対象者へ通知しますので、三重県へ請求書を提出してください。

お問い合わせ先

人材確保について

三重県プロフェッショナル人材戦略拠点
(公益財団法人三重県産業支援センター内)
TEL: 059-253-3888 / E-mail: projinzai@miesc.or.jp

補助金申請について

三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課
中小企業・サービス産業振興班
TEL: 059-224-2534 / E-mail: chusho@pref.mie.lg.jp